

プラで海洋動物危機

海に流出したプラスチックによって、沿岸にすむさまざまな動物の胚が死滅する可能性があることがわかったと、英エクセター大学が16日、発表しました。製品に加工される前の原料を使って調べたもので、海水中に溶け出した、プラスチックに含まれるさまざまな化学物質の影響とみられるとしています。

海には、さまざまな経路でプラスチックが流入しています。ペレットの形をした、製品に加工される前のナードルもその一つです。プラスチックには可塑性や安定剤などの化学物質が添加されており、海水中で溶け出したこれらの化学物質

英大学 胚が死滅、繁殖阻む恐れ

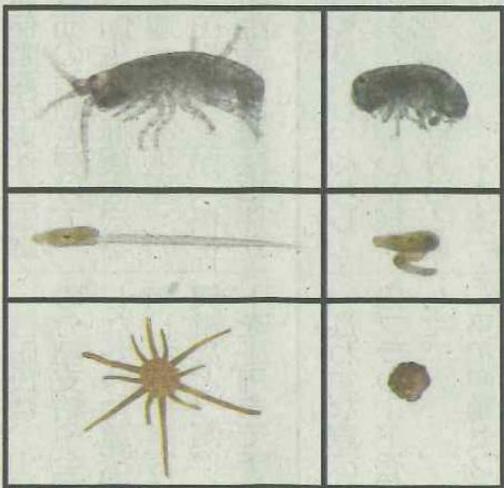
が海洋動物に影響することが懸念されています。

同大などの研究グループはホヤ、ウニ、ムラサキイガイなど、さまざまな門（分類学で上位の階級）に属する7種の動物の胚を、ポリ塩化ビニールのナードルを加えた海水に入れました。胚は受精後の卵が細胞分裂し、それぞれの動物の組織や器官が形成されていく過程です。

実験の結果、すべての種類の胚が殻や脊索を形成できなかったり、細胞分裂が数回で止まってしまったりする影響を受け、死滅しました。無性生殖をする3種の沿岸動物にも分裂を妨げられるなどの影響がでました。

すでに海に流出していたポリ塩化ビニールのナードルも、加工前のナードルほどではないものの、海洋動物の胚に影響を及ぼすことがわかりました。

研究グループのエバ・ヒメネス・グリ博士は貨物船から大量のナードルが流出した例などをあげたうえで、「沿岸が大量の加工前のナードルで汚染された場合、そこにすむ多くの動物の繁殖が妨げられる可能性がある」と指摘しています。



プラスチックナードルを加えた海水の沿岸動物(右)と加えない海水の沿岸動物の胚(左)。上は甲殻類のミナモクスズの仲間、中はカタユウレイボヤ、下はインギンチャクの仲間。同じ生育段階で大きく異なる(ついで)。(©Ciona intestinalis)

千葉県房総半島沖50⁰メートルの地点の深海底に、大量のマイクロプラスチックがたまっていることが、海洋研究開発機構などの研究グループによる調査で明らかになった。海外のこれまでの研究と比べても飛び抜けて多いといわれ、黒潮で運ばれてきた微粒子が集積しやすい仕組みがあるとみられている。

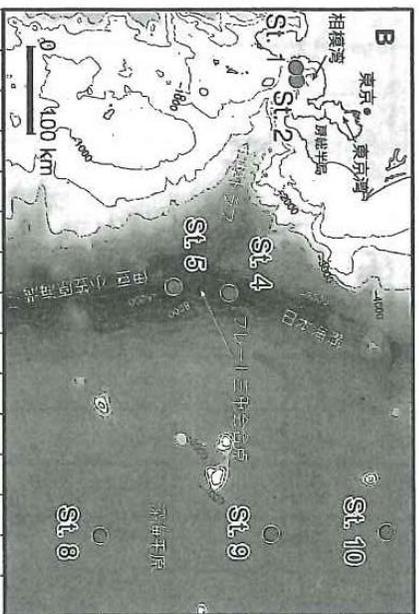
マイクロプラスチックは一般に、5⁰ミクロン以下の微粒子を指す。研究グループは2019年、有人潜水調査船「しんかい6500」や、よりの深くまで沈むことができず、装置を使い、相模湾(探さ1千メートル前後)や房総半島沖の海溝(9千メートル超)、さらに沖に広がる「深海平原」(6千メートル超)の計7地点で、海底の堆積物を採取した。

黒潮に運ばれ 最多・地中海地点の260倍

海洋機構など

房総沖の深海に大量のマイクロプラ

表層1メートルの泥に含まれる微粒子を分析すると、特に深海平原でマイクロプラスチックが多かった。乾燥させた堆積物1⁰グラムあたりの平均600個ほど。相模湾や海溝の10倍以上だった。いずれも、これまで調べられた相模湾と海溝のものは、



▲マイクロプラスチックの調査地点(丸印)。東側の3カ所が深海平原、中央の2カ所が海溝。海洋研究開発機構提供の図を一部拡大



▲「しんかい6500」で深海底の堆積物を採取する様子＝海洋機構提供

さまざまな種類が含まれていた。比較的、細長い形をしたものが多く、東京湾や相模川のものとも似ている。陸地から海へと流れ出る。陸地から海へと流れ出て相模湾に沈降。その後、地震による海底地すべりなどで巻き上げられ、相模トラフの深い地形を伝って、海溝の調査地点付近まで運ばれただとみられるという。

一方、深海平原はホリエチンとポリアミドがほとんどで、黒潮の海水中にみられるものに近い。付近は黒潮からの流れが渦を巻く場所にあたり、ポリ袋などのプラスチックごみも大量に見つかっている。黒潮に乗ってきた微粒子がこぼれ沈んだとみられる。

土屋正史・副主任研究員は「上流にあたる沖縄周辺や四国沖の調査を通じて輸送経路を明らかにしていきたい。発生源の対策にもつなげられれば」と話す。

(編集委員・佐々木英輔)

24年(令和6年) 3月21日

木

人の血液からナノ粒子

国内初検出 P、C、B、臓器に蓄積

ナノチップに添加する紫外線吸収剤やポリ塩化ビフェニール(PCB)と、いくつかの有害化学物質も見つかった。

人の血液中のナノチップはオランダで検

出例があるが、国内では初めて。含まれる有害化学物質を同時に検出した

報告は世界でこれまでに、腎臓、肝臓などから、ナ

ノ粒子が含まれていることになった。このうち、国内で複数の人がから探

めて小さなナノチップがより強いとされる。分

析で、20日までに明らかになった。このうち、国内では初めて。含まれる有害化学物質を同時に検出した

報告は世界でこれまでに、腎臓、肝臓などから、ナノ粒子が含まれていることになった。このうち、国内で複数の人がから探

めて小さなナノチップがより強いとされる。分析技術の向上で、近年検出が可能なようになった。

高田教授は「ナノチップの微粒子が有害化学ツクの影響が大きいもの

と比べて体内に取り込まれやすく、生物への影響が示された。ナノチップは広く環境中に存在し、粒径が大きなものと比べて体内に取り込まれやすく、生物への影響が示された。

環境ホルモンの。摂取量が増えたり長期間蓄積したりすれば、生殖作用などに影響を与えることが懸念される」とした。

国内で複数の人がから探めて小さなナノチップがより強いとされる。分析で、20日までに明らかになった。このうち、国内で複数の人がから探めて小さなナノチップがより強いとされる。分析技術の向上で、近年検出が可能なようになった。

高田教授は「ナノチップの微粒子が有害化学ツクの影響が大きいもの

と比べて体内に取り込まれやすく、生物への影響が示された。ナノチップは広く環境中に存在し、粒径が大きなものと比べて体内に取り込まれやすく、生物への影響が示された。

高田教授は「ナノチップの微粒子が有害化学ツクの影響が大きいもの

と比べて体内に取り込まれやすく、生物への影響が示された。ナノチップは広く環境中に存在し、粒径が大きなものと比べて体内に取り込まれやすく、生物への影響が示された。

高田教授は「ナノチップの微粒子が有害化学ツクの影響が大きいもの

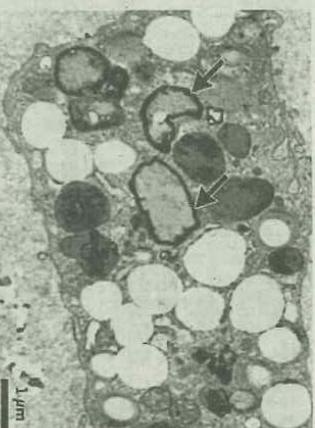
と比べて体内に取り込まれやすく、生物への影響が示された。ナノチップは広く環境中に存在し、粒径が大きなものと比べて体内に取り込まれやすく、生物への影響が示された。

高田教授は「ナノチップの微粒子が有害化学ツクの影響が大きいもの

と比べて体内に取り込まれやすく、生物への影響が示された。ナノチップは広く環境中に存在し、粒径が大きなものと比べて体内に取り込まれやすく、生物への影響が示された。

高田教授は「ナノチップの微粒子が有害化学ツクの影響が大きいもの

と比べて体内に取り込まれやすく、生物への影響が示された。ナノチップは広く環境中に存在し、粒径が大きなものと比べて体内に取り込まれやすく、生物への影響が示された。



隆起部分の中で見つかった微小プラズマチック(矢印)と米医学誌ニューイングランド・ジャーナル・オブ・マニシンに掲載された論文から

人の頸動脈にできた隆起を切除して調べたところ、6割弱に微小なプラズマチックが含まれていたと、イタリ

アの研究者チームが発表している。検査された人は、脳卒中

になつていた。微小プラズマチックが体内の他の場所にも広がる、炎症を起こしている可能性があるとい

う。微小プラズマチックはプラズマチックが取り込まれており、炎症を起こす物質がよの多く出ていることも確認できた。

頸動脈から微小プラズマチックで調査脳卒中リスク4倍

報告もある。しかし人体への影響はよく分かっていない。

頸動脈の隆起は動脈硬化の原因になるとされ、切除

するケースが多い。チームは、イタリ国内で、無症状の18〜75歳の217人の頸動脈から切除された隆起

を調査。58%にあたる150人が微小プラズマチックを検出された。電子顕微鏡でみると、免疫細胞内に微小プラズマチックが取り込ま

れていると、炎症を起こす物質がよの多く出ていることも確認できた。

切除後に患者を3年経過

したところ、心筋梗塞や脳卒中を発症するリスクや、何らかの理由で死亡する複合的なリスクが4.53

倍になっていた。チームは、微小プラズマチックと病气や死亡との因果関係は不明としているが、「微小プラズマチックは体内で広範囲に分布し、心臓など

衝撃的な内容

岐阜大の下畑享良教授(脳神経科学)の話。衝撃的な内容だ。微小プラズマチックが体内にあると、炎症反応が増強され、それに伴って心血管系の病気を引き起こしていることが示唆される。

可能性を指摘した。

成果は3月6日付の米医学誌ニューイングランド・

ジャーナル・オブ・マニシ

ンで発表された。【渡辺諒

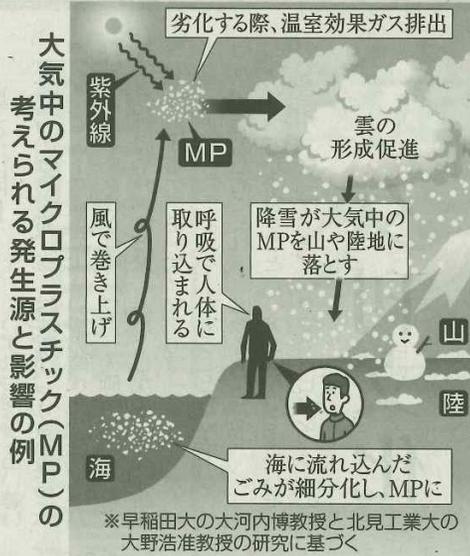
微細プラ雲や雪にも混入

ごみが破砕、海洋を汚染

海洋汚染が大きな問題となっている微細なプラスチック片「マイクロプラスチック(MP)」が、雲や雪の中からも見つかった。早稲田大の大河内博教授(環境化学)や北見工業大(北海道)の大野浩准教授らの研究で分かった。研究例は少なく、実態解明が急務だ。



北海道内の雪から検出された「マイクロプラスチック」＝大野・北見工業大准教授提供



※早稲田大の大河内博教授と北見工業大の大野浩准教授の研究に基づく

早大教授ら検出 呼吸で蓄積、健康リスクも

MPはプラスチックごみが波や紫外線などで壊れることによって生じる粒子で、大きさが5ミクロン以下のもので、有害な化学物質を吸着する性質があり、海洋生態系への影響が懸念されるほか、人も魚介類を通じて摂取している恐れが指摘される。

大河内教授らの研究グループは2021～22年、富士山頂など3地点で採取した雲水にMPが含まれていることを野外観測で初めて実証した。MPが紫外線劣化により水をほじきにくくなり、雲の核となっている可能性がある。有機物などを表面に吸着していると、さらに核になりやすくなるという。

MPは紫外線で劣化する際、温暖化ガスを排出する。一方で雲の形成を促進して太陽光を地表に届きにくくし、地球温暖化の予測モデルを不確実なものにしている可能性も。発生源ははっきりしないが、陸のほか、日本では近海から台風や冬の北西からの季節風で巻き上げられた海洋MPが有力ではないかと推測する。雪からMPを発見したのは、雪氷学を専門とする

大野浩准教授。21～23年、世界自然遺産の知床五湖や旭岳(2291メートル)など、道内9カ所で採取した雪を分析すると、全地点で検出された。知床など人の生活圏外では、プラスチック容器に使われるポリエチレンなど0.06ミクロン以下のごく小さいものが中心で、大気によって運ばれたと考えられるという。一方、都市部では合成ゴムや比較的大きなMPが見つかり、車のタイヤなど現地由来の可能性が高い。

大河内教授によると、大気中のMPは0.1ミクロン以下で海洋と比べて小さい。海洋と同様に日常的に使われるプラスチックが主だが、上空にあることから強い紫外線にさらされ劣化が早い。MPが呼吸で取り込まれると、肺に蓄積されるほか、より微細なものは血液中に入り込み全身に広がると考えられ、飲食物に混入したものは異なり体外に排出されにくい。

ただ大気中のMPに言及した論文が初めて登場したのは16年。研究方法が統一されておらず、大気中にもどのようなサイズのMPがどれほどあるかなど、実態の把握が進んでいない。大河内教授は「まだまだ分からないことが多い。特に健康リスクについて明らかにし、対処を考えていきたい」と話している。

Top global corporate polluters of 2023



found in Break Free From Plastic Global Brand Audit 2023

- 1 THE Coca-Cola COMPANY**
 40 Countries | Total Count: 33,820
 Most Common Item: Bottles (17,703)
 Most Common Brand: Coca-Cola (16,931)
- 4 PEPSICO**
 30 Countries | Total Count: 34,780
 Most Common Item: Food Wrappers (11,080) and Bottles (13,861)
 Most Common Brand: Lays (7,336)

- 2 Nestlé**
 33 Countries | Total Count: 9,931
 Most Common Item: Bottles (4,586) and Food Wrappers (3,451)
 Most Common Brand: Nestlé Water (4,586)
- 5 Mondelez International**
 26 Countries | Total Count: 8,094
 Most Common Item: Food Wrappers (7,219), Candy Wrappers (100), Food Packaging (64)
 Most Common Brand: Center Fruit (3,936)

- 3 Unilever**
 31 Countries | Total Count: 4,485
 Most Common Item: Detergents (1,439), Sachets (700), and Bottles (492)
 Most Common Brand: Surf Excel (1,440)

- 6 MARS**
 - 7 P&G**
 - 8 DANONE**
 - 9 Altria**
 - 10 BAT**
- 
- 

#BreakFreeFromPlastic



NY州、ペプシコを提訴 「プラ容器で川汚染」

米ニューヨーク州は15日、米飲料・食品大手ペプシコを州裁判所に提訴した。州内を流れる川が使い捨てプラスチック容器などで汚れ、住民の健康や環境に悪影響を与えているとして、同社に損害賠償や汚染された場所の浄化、プラスチック使用量削減に向けた対策の実施などを求めている。

同州のシェームズ司法長官は訴状で、州西部を流れるバファロー川が、ペプシコの商品に使われているプラスチックのボトルやキャップ、包装紙によって汚れ、飲料水が汚染され、生態系を傷つけていると指摘。同社はプラスチックなどが健康や環境に与える潜在的なリスクに関して、消費者に警告を怠ったと主張した。

2022年にバファロー川とその流域の13カ所で回収されたゴミを調べたところ、ブランドの識別が可能なプラスチックの17%がペプシコの商品で、最も多かったとしている。

【ニューヨーク中村聡也】

陳列される「ペプシコーラ」―米西部カリフォルニア州で、ロイター

プラ条約交渉 遅い進展

プラスチック製品は暮ら
の隅々に浸透し、ゴミは
遅れになる前に対処を求め
増え続けている。経協協
関係繊維（OECD）の予
測では取り組みを強化し
なければ、2060年の世界
のプラスチック発生量は19年の
3倍近い約10億トン、海や
川、湖などに堆積する量も
3.5倍の約5億トンに膨ら
む。プラスチック汚染は
「自国の意図が含まれてい
る。今年終盤に設定された交渉期限に間に合わないとの観測から、
延長論もささやかれ始めた。海外では条約制定を待たずに意欲的
な対策に着手する動きも。日本の腰の重さが目立っている。」

プラスチック汚染に対処する国際条約作りの協議が遅れている

- プラスチック条約制定の
政府間交渉委員会の動き
- 2023年 ●第3回会合（クエニア）
11月 ●秦約原案に不調噴出
- 24年 ●第4回会合（カナダ）
4月 ●具体的な条約交渉開始
- 11～ ●第5回会合（韓国）
12月 ●交渉期限。延長論も
- 25年 ●追加会合？



制定待たずに対策 海外は意欲的 日本腰重

「ほとんどの国が噴出した
た」と不精が噴出した
各国の主張を取り入れた
環境団体グリーンピース
は、原案は当初の約30%
から70%に拡大、交渉期限
の「アジアのほとんど」
は11～12月の第5回会合
でも34カ国がプラスチック
の使用を制限している指摘
している。今月1日、国連
環境総会は年内採着に向け
「積極的に取り組む」との
閣僚宣言をまとめたが、日
本政府関係者は「来年に2
回の会合を追加する話が出
ている」と明かす。

7カ国（G7）気候・エネ
ルギー・環境相会合で日本
は議長国として「プラ条
約の新たな交渉を4年に1度
も口にする」との意旨をま
とめた。だが、その後は自
立した国内対策を打ち出さ
ない。環境省の担当者
とで暫定合意した。「汚染
者負担」の原則を導入し、
内容を参考にして日本に含
めたいと意欲的な対策をた
てた。特に汚染度合いの
高い医薬品と化粧品産業に
対しては、国内10社は昨年11月
に産業界を結成した。次
の交渉委員会に向け、野心
的な目標を掲げ、野心的な
削減目標を公表する予定
だ。

世界自然保護基金（WWF）
は「アジアの三運行引き
は日本政府は世界共通
の野心的な削減目標を
掲げた。特に汚染度合いの
高い医薬品と化粧品産業に
対しては、国内10社は昨年11月
に産業界を結成した。次
の交渉委員会に向け、野心
的な削減目標を掲げ、野心的な
削減目標を公表する予定
だ。

抱え持つプラスチックや発
泡プラスチックの使用と配
布の即時禁止を提案した。
州政府は「海に面する都市
として環境が汚され続ける
リスクを減らすため、野
心的な削減目標を掲げ、野
心的な削減目標を公表する
予定だ。

「プラスチックの海産に打ち上げられ
たプラスチックの2023年11月
（クエニア）共同
交渉にすることを拒み、意
欲的と訴える。」

プラスチック：「脱プラスチック戦略推進基本法(案)」を検討し、提案 — NGO が共同提案する日本のプラスチック関連施策の在り方 —

2021年2月12日

「減プラスチック社会を実現する NGO ネットワーク」のメンバー、及び、賛同 23 団体は、政府より 2021 年 1 月 28 日に示された [「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」](#) 及び政府が第 204 回通常国会で成立を目指す「プラスチックにかかると資源循環の促進等に関する法律(仮称)」に関連し、2030 年までに自然環境へのプラスチックの流出ゼロ、及び、使い捨てプラスチック使用の原則ゼロを実現し、さらに 2050 年までに新たに生産したバージョプラスチックに依存しない社会を築いていくための戦略を推進するための「脱プラスチック戦略推進基本法(案)」を、本日発表しました。

日本で発生する年間 850 万トンの廃プラスチックの 47%が、ほぼ使い捨て用途の容器包装であり、一人当たりでは世界で 2 位と、大量の使い捨てプラスチックを使用・廃棄しています。これらの一部や、プラスチック製品の使用に伴い発生するマイクロプラスチックや漁具など、大量のプラスチックが自然環境へ流出し続けています。

政府は「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言しましたが、プラスチックの大量生産と焼却処理(熱回収を含む)に伴い、発生する CO2 は地球温暖化を加速させています。また、代替品とされる紙製やバイオマス素材の製品についても、過剰生産されることで、原材料栽培地への転換による原生林の伐採など、新たな環境問題を発生させる恐れがあります。さらに、国内でのプラスチックリサイクルは処理全体の 16%に過ぎず、素材の品質や機能の低下を伴うものがほとんどであり、それらを改善させたとしても、廃棄物を大量発生させたまま、その処理を国内リサイクルに依存していくことは不可能です。

まず容器包装を中心にプラスチック製品の生産総量を大幅にリデュースした上で、すぐに削減できないものは再使用(リユース)するなど、確実に循環利用させていく仕組みが不可欠です。それには、拡大生産者責任の強化などに基づく社会・経済システムの構築が必要です。しかし政府の施策案では、新たな環境問題につながる恐れのある「代替品の積極的な利用によるリデュースの徹底」と「大量廃棄を前提とした回収とリサイクルの推進」に依存しており、問題の本質である大量生産・大量消費・大量廃棄社会からの転換を図るものとはなっておりません。さらに、有害化学物質による悪影響の発生予防対策を導入することや、国際的な解決の枠組みを早急に発足させることも重要です。

そこで「減プラスチック社会を実現する NGO ネットワーク」のメンバー、及び、賛同 23

団体は、政府に対し、添付の通りプラスチックの生産、使用及び廃棄に伴う環境への負荷を総合的に抑制するための脱プラスチック戦略の推進を図る基本法案「脱プラスチック戦略推進基本法（案）」を提案し、それに基づいた戦略の推進、すなわち、基本法案で示した脱プラスチック戦略推進計画の制定と、関連する基本的施策の導入と遂行を求めていきます。

以上

減プラスチック社会を実現する NGO ネットワーク
メンバー団体（五十音順）
特定非営利活動法人 OWS
国際環境 NGO グリーピース・ジャパン
一般社団法人 JEAN
公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン (WWF ジャパン)
全国川ごみネットワーク
特定非営利活動法人 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議
一般財団法人 地球人間環境フォーラム
公益財団法人 日本自然保護協会
特定非営利活動法人 日本消費者連盟
公益財団法人 日本野鳥の会
特定非営利活動法人 パートナーシップオフォーイヌ
特定非営利活動法人 プラスチックフリージャパン
容器包装の 3 Rを進める全国ネットワーク
一般社団法人 リアル・コンサベーション
費同団体（五十音順）
特定非営利活動法人 アーキペラゴ
小山の環境を考える市民の会
環境問題を考える会
さがみはら環境問題研究会
特定非営利活動法人 スペースふう
奈良エコライフ研究会
Hamami-浜松の海を守る会
特定非営利活動法人 プロジェクト保津川
山梨マイクロプラスチック削減プロジェクト

廃棄物対策に関する要望

全国市長会の主張 一要望一 H18.6

廃棄物対策に関する要望

廃棄物対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な廃棄物政策について

(1) 循環型社会形成推進基本法をはじめとする廃棄物・リサイクル対策関連法の実効性を確保し、循環型社会構築に向けた取組みを強力に推進すること。

(2) 循環型社会形成推進基本法や容器包装リサイクル法等リサイクル諸法に、拡大生産者責任の考え方を明示するよう見直しを行うとともに、事業者に対し、リサイクルしやすい製品の開発、製造を働きかけること。

(3) 根本的なごみの減量化を図るため、循環型社会の構築を基本理念とした教育を確立すること。

(4) 多様な廃棄物に対する低コストのリサイクル技術の開発を図るとともに、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大を含めた総合的な廃棄物再生利用対策を推進すること。

(5) 循環型社会を実現するため、民間による広域的な処理計画に対する支援や民間活力の育成等について、制度化に向けた検討を行うこと。

(6) 海岸に漂着する廃棄物の処理・処分に係る財政措置を講じること。

(7) 堆積した産業廃棄物など、処理が困難な廃棄物に係る法的規制を整備するとともに、不法投棄物の撤去に対し財政措置等を講じること。

2. 廃棄物処理施設等について

(1) 廃棄物処理・リサイクル施設の整備について、十分な財政措置を講じること。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合や事業主体が代わった場合などに対し、さらなる財政措置を講じること。

また、施設解体時に実施するダイオキシン類濃度測定費用についても適切な財政措置を講じること。

(3) ごみ処理広域化計画に基づき廃棄物処理施設整備について財政措置を拡充するとともに、広域化に伴う施設廃止等について国庫補助金の返還免除、地方債の償還猶予など特例措置を講じること。

3. 容器包装リサイクル法について

(1) 拡大生産者責任の考えに基づき、事業者責任の強化・明確化を図り、市町村と事業者の

費用負担及び役割分担のさらなる見直しを行い、現在、市町村が負担している収集、選別、保管などの費用を確実に事業者に求めること。

また、見直しまでの間、市町村の負担が過大とならないよう分別収集及び再商品化に伴う費用について適切な支援措置を講じること。

(2) 容器包装のリデュース（発生抑制）、リユース（再利用）を促進するデポジット制の導入やプラスチック圧縮処理に関する研究等を推進するとともに、対象となる容器包装の範囲を消費者に分かりやすくした上で、製造事業者等に対し、設計段階から分別やリサイクルに配慮した仕様を義務付けること。

4. 家電リサイクル法について

(1) 普及が著しい家電製品を対象品目に加えること。

(2) リサイクル費用について、製品販売時に徴収する仕組みに改めるとともに、消費者が預託するリサイクル費用を事業者が適正に管理運用できる仕組みを構築すること。

(3) 不法投棄が生じた場合の処理費用については、国及び事業者において負担すること。

また、不法投棄の防止については、事業者の責任において国民への啓発を行うよう指導するとともに、所有者登録制度を確立するなど、その対策の徹底を図ること。

(4) 製造事業者の責任を明確にし、リサイクル費用の低減に寄与する施策の充実を図ること。

(5) 買替え又は自らが過去に販売した場合に限られている小売業者の引取条件の緩和、指定引取場所の区分の廃止など、排出者等の利便性に配慮した制度とすること。

以上要望する。

今後のプラスチック資源循環政策についての意見書

2021年(令和3年)3月18日

日本弁護士連合会

本年3月9日、第204回通常国会にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案が提出されたが、その内容はいまだ十分なものではないと言いがちで、当連合会は、国に対し、今後のプラスチック資源循環に関する政策について、以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

今後のプラスチック資源循環政策として、国は、以下の点を含む政策を実施すべきである。

(中略)

3 拡大生産者責任及び事業者責任を徹底した循環型社会にふさわしい統一的な法制度を整備すること

分別・回収コストを含めたプラスチック製容器包装及び製品廃棄物の回収・リサイクルの責任を生産者に課す拡大生産者責任ならびに事業活動による容器包装及び製品廃棄物以外のプラスチック廃棄物の排出の責任を事業者に課す事業者責任を徹底した法制度の整備を進めるとともに、循環型社会にふさわしい循環型社会形成推進基本法に沿った統一的な法制度の整備を改めて検討すべきである。

(中略)

第2 意見の理由

(中略)

2 国内の議論状況と当連合会におけるこれまでの取組

(中略)

(2) 当連合会のこれまでの取組

2000年6月2日、環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会の形成に向け、事業者の「排出者責任」を明確にし、生産者が、自ら生産する製品が使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立した「循環型社会形成推進基本

法」(以下「循環基本法」という。)が成立した。当連合会では、循環型社会の実現のために、循環基本法成立前の1999年10月15日、第42回人権擁護大会において「資源循環型社会の実現に向けて生産者責任の確立等を求める決議」(以下「1999年決議」という。)を採択して以降、「循環型社会形成推進基本法案に対する意見書」(2000年4月28日。以下「2000年意見書」という。),「容器包装リサイクル法改正に関する意見書」(2005年12月15日。以下「2005年意見書」という。)等において、循環型社会の実現のために拡大生産者責任の原則を徹底することや、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(略称「容器包装リサイクル法」、以下「容リ法」という。)を循環基本法の原則に沿ったものに改めることを求めてきた。

(中略)

5 意見の趣旨 3—拡大生産者責任及び事業者責任を徹底し、循環基本法に沿った統一的制度を整備すること

(1) 「戦略」等の概要

「戦略」を受けて、「あり方」では、「II. 主な施策」として、「フロンティアのプラスチック製容器包装・製品の排出抑制を促進するために、製造事業者には軽量化等の環境配慮設計や代替素材への転換を、流通・サービス事業者等には過剰な使用の削減や代替素材への転換を促すための環境を整備する」としている³⁵。

(2) 拡大生産者責任の重要性

「あり方」が、事業者を自主的な製品の環境配慮設計や過剰な使用の削減等に誘導するための環境の整備をすることを主な施策として掲げたことは評価されるべきである。

しかし、「あり方」がその具体的内容として示した「環境配慮設計の基本的な事項を整理した指針を示すこと」や「過剰な使用の削減や代替素材への転換など事業者が取り組むべき措置を示すとともに、これを踏まえた取組を行うことを求め、消費者の行動変容を促す」ことだけでは、喫緊の課題として目前に押し迫るプラスチック問題の抜本的な解決とはならない。

当連合会が1999年決議以降発信し続けているように、拡大生産者責任³⁶を徹底した法制度の整備が、資源循環型社会の実現のために必要不可欠と言うべきである。

製品の原材料、設計、製造方法、包装などを最もよく知り、これを決定できる立場にあるのは生産者である。生産者は、長寿命の製品を開発し、生産に際して再生資源を使用し、使用後の処理の過程や廃棄により有害物質が生じないように設計し、それが避けられない場合にはその旨を製品に表示し、あるいは包装を簡素化することなどがより容易な立場にある。

また、生産者が不要物を引き取り、再使用やりサイクルを行う責任を負うことにより、生産者は自らの負担を軽減するため、再使用やりサイクルしやすい製品の開発に積極的に取り組むことになる。

上述したリデュースの徹底を含めて、「戦略」や「あり方」が実現を目指している重要施策のいずれについても、より実効的に実現し得るためには、拡大生産者責任を徹底した法制度の整備が必要である。

(3) 現行法制度の問題点（容リ法を例として）

しかし、現状においても、プラスチック製の容器や包装の回収・リサイクルに要する費用のほとんどが市町村の負担とされ、事業者は市町村が収集・保管などの責務を果たした後に引取り・再商品化義務を負うことになっているにすぎない。

最も費用の掛かる分別・回収の部分が市町村の負担とされていることは、拡大生産者責任の考え方からすれば誤りである。本来、分別・回収費用を負担すべき生産者に負担が掛からず、市町村が税金でこれらの費用を負担していることに他ならないからである。これにより生産者の責任が軽減され、その結果、生産者が設計・製造段階からごみとならない製品を作るインセンティブ（動機付け）として機能しない弊害が指摘されてきた。

容リ法における拡大生産者責任の不徹底は、生産者に対して、廃棄物のリデュースやリユース及びリサイクルが可能な商品開発へのインセンティブが働かないというだけではなく、かえって、リユースができる瓶の使用を減少させ、使い捨てのペットボトルの使用を増大させる結果となるなど、資源循環型社会の実現とは矛盾した現象を生じさせている 3738。

自治体にとってもプラスチック製容器包装の分別・回収コストの負担は重く、実際、東京23区では約半数の区が分別収集を実施しておらず、和歌山市などプラスチック製容器包装の分別を廃止し一般ごみに変更し、焼却処分する自治体も生じている³⁹。このような傾向は、上述のようなアジア各国による廃プラスチックの輸入禁止措置等により一層強まっています。可能性もある。

したがって、分別・回収コストを含めたプラスチック製容器包装の回収・リサイクルの責任を生産者に課すこととし、拡大生産者責任を徹底した法制度を今こそ整備すべきである。具体的には、自治体を実施する一般廃棄物の分別・回収とは別にプラスチック製容器包装の分別・回収システムを構築してこれを生産者の費用負担とする⁴⁰、あるいは、生産者にプラスチック製品が含有する物質の種類・量の表示を義務付ける等した上で、フロンウェイ容器への賦課金や、環境配慮型製品への積極的支援を行うなどの政策が検討されるべきである。

(4) 事業者責任の重要性

また、容器包装以外のプラスチックも多く存在する⁴¹ことから、その対策も見落としてはならない。

事業に伴い排出される廃プラスチックについては、例えば、資源の有効な利用の促進に関する法律のような行政指導を重視する手法⁴²ではなく、プラスチックの生産等に関わる広い意味での事業者の責任を明確に定めた上で⁴³、当該事業者の創意工夫に基づいてリデュース、リサイクル等の対策をとらせることが重要⁴⁴である。

(5) 新しい法制度整備の必要

したがって、プラスチックに関する問題が深刻化し、プラスチックごみ削減に対する実効

的な施策が求められている今こそ、拡大生産者責任及び事業者責任を徹底した法制度の整備を進めるとともに、循環型社会にふさわしい循環基本法に沿った統一的な法制度の整備を、容リ法や廃棄物処理法の抜本的改正を含めて検討すべきである。また、資源循環型社会を実現するための具体的施策を立案し、運用していくそれぞれの段階においての国民参加と情報公開に関する国民の権利を定めるべきである⁴⁵。

(以下略)